

第69回

佐賀市水対策市民会議 総会

と き 平成29年1月31日(火) 14:00～

ところ 佐賀市立図書館 2階 多目的ホール

総 会 次 第

1 開 会

2 佐賀市水対策市民会議会長及び副会長の選任について

3 佐賀市水対策市民会議 会長あいさつ

4 議案審議

第1号議案 平成28年度 佐賀市水対策市民会議 事業報告

第2号議案 平成28年度多布施川水遊び場利用状況
第36回「川を愛する週間」における河川清掃の実績報告

第3号議案 平成29年度 佐賀市水対策市民会議 事業計画（案）

5 報告事項

（1）多布施川の水の流況について

6 その他

（1）NPO法人ユマニテさかの松村 健氏による講演
～川掃除の仲間が増えました～

（2）「さがクリークネット」の川崎 康広氏による講演

7 閉 会

第1号議案 平成28年度 佐賀市水対策市民会議 事業報告

実施年月日	活動内容
平成28年 3月27日～ 4月24日	第36回 春の「川を愛する週間」の実施
7月16日～ 8月17日	多布施川水遊び場の開設
10月2日～ 10月23日	第36回 秋の「川を愛する週間」の実施
10月22日～ 10月23日	「クリーンアップ嘉瀬川」活動支援
10月30日	筑後川・矢部川水系河川美化「ノーポイ」運動活動支援

参考

平成29年 1月31日	第69回 総会開催
3月29日	河川浄化功労者・河川愛護ポスター・標語の表彰式 (佐賀市立図書館)

第2号議案 平成28年度多布施川水遊び場利用状況
第36回「川を愛する週間」における河川清掃の実績報告

多布施川水遊び場の利用状況について

(1) 目的

川の中で水遊びをすることで、水とのふれあい・水質・水辺環境などの河川周辺の自然環境を大切にするという意識の醸成を図る。

(2) 開設期間

平成28年7月16日(土)～8月17日(水)

【開所日数 30日間】

お盆休み：8月13日(土)～8月15日(月)

(3) 場所

護国神社前の多布施川 約100m

(4) 対象者

主に幼児及び小学生

(5) 安全対策等

- ・ 監視員 4名体制
- ・ 水質検査(佐賀県環境科学検査協会) 4回
- ・ 利用上の注意等の掲示

(6) 利用者数

幼児	784人	1日平均26.1人
小学生	680人	1日平均22.7人
合計	1,464人	1日平均48.8人

参考

中学生	17人	(1日平均 0.6人)
保護者	628人	(1日平均20.9人)
総計	2,109人	(1日平均70.3人)

第36回 春の「川を愛する週間」について

(1) 自治会及び事業所等の実施状況

自治会及び市内の主な事業所・団体・学校に対して河川浄化運動への積極的な協力と参加を要請した。

	平成26年 春	平成27年 春	平成28年 春
参加人数(延べ)	44,674人	46,517人	46,226人
うち事業所等	1,827人	2,699人	2,290人
うち中学生以下	1,843人	1,783人	1,787人

(2) 清掃の結果、搬出されたゴミの量

実施時期	台数(2トン車)	運搬量(t)
平成24年 春	1,479	1,500
平成25年 春	1,482	1,445
平成26年 春	1,485	1,363
平成27年 春	1,544	1,530
平成28年 春	1,412	1,287

(3) 広報活動

「川を愛する週間」運動の周知徹底を図り、河川愛護意識の啓蒙と清掃活動への積極的な参加をPRするため、佐賀市報及び佐賀市ホームページへの掲載を行なった。

第36回 秋の「川を愛する週間」について

(1) 自治会及び事業所等の実施状況

自治会及び市内の主な事業所・団体・学校に対して河川浄化運動への積極的な協力と参加を要請した。

	平成26年 秋	平成27年 秋	平成28年 秋
参加人数(延べ)	53,656人	51,044人	45,548人
うち事業所等	6,127人	4,455人	3,933人
うち中学生以下	5,228人	2,882人	1,336人

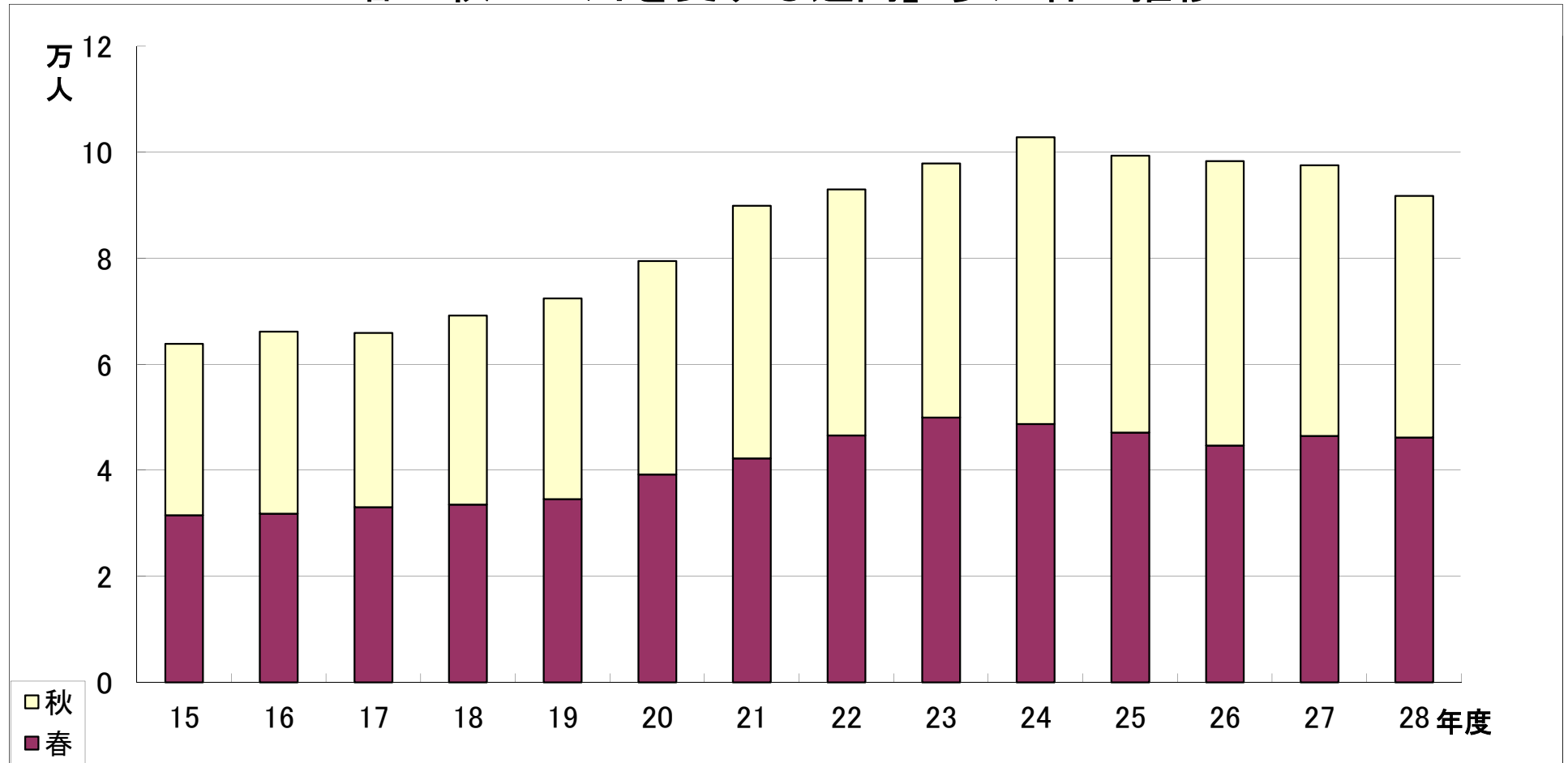
(2) 清掃の結果、搬出されたゴミの量

実施時期	台数(2トン車)	運搬量(t)
平成24年 秋	1,411	1,422
平成25年 秋	1,511	1,430
平成26年 秋	1,578	1,434
平成27年 秋	1,399	1,386
平成28年 秋	1,470	1,332

(3) 広報活動

「川を愛する週間」運動の周知徹底を図り、河川愛護意識の啓蒙と清掃活動への積極的な参加をPRするため、佐賀市報及び佐賀市ホームページへの掲載を行なった。

春と秋の「川を愛する週間」参加者の推移



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
春	31,527	31,829	33,056	33,528	34,578	39,192	42,236	46,614	49,972	48,768	47,131	44,674	46,517	46,226
秋	32,335	34,324	32,889	35,703	37,847	40,298	47,695	46,359	47,893	54,043	52,209	53,656	51,044	45,548
合計	63,862	66,153	65,945	69,231	72,425	79,490	89,931	92,973	97,865	102,811	99,340	98,330	97,561	91,774

第3号議案 平成29年度 佐賀市水対策市民会議 事業計画（案）

実施年月日	活動内容
平成29年 3月26日～ 4月23日	第37回 春の「川を愛する週間」の実施
7月中旬～ 8月下旬	多布施川水遊び場の開設
10月1日～ 10月22日	第37回 秋の「川を愛する週間」の実施
10月下旬	「クリーンアップ嘉瀬川」活動支援
10月下旬	筑後川・矢部川水系河川美化「ノーポイ」運動活動支援
平成30年 1月下旬	第70回 総会開催
3月下旬	河川浄化功労者・河川愛護ポスター・標語の表彰式

※学習会については、適時開催予定。

佐賀市水対策市民会議会則

(目的)

第1条 佐賀市水対策市民会議(以下「市民会議」という。)は、市内河川の浄化及び排水を積極的に推進し、水源涵養地である山間部から平野部、そして最下流域の海岸部に至るまでの水環境の保全及び美しい自然の保持を図るため、一体となって河川浄化市民運動を展開することを目的とする。

(事業)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事項の推進を図る。

- (1)河川及び海岸清掃運動に関すること。
- (2)水環境保全意識の普及・啓発に関すること。
- (3)水環境保全活動への支援に関すること。
- (4)関係機関との連絡協調に関すること。
- (5)その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第3条 市民会議は、会長及び委員30人程度をもって組織する。

- 2 委員は、各種団体代表者、地域代表者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市民会議は、第2条に掲げる事項を推進するため、オブザーバーを置くことができる。
- 4 オブザーバーは、市民会議の事業について専門的な知識又は経験を有する関係機関で、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、所属団体及び地域の水環境保全意識の普及・啓発、水質浄化等の実施の推進に努めるとともに、関係機関が実施する水環境保全対策事業に協力するものとする。

(会長、副会長)

第5条 市民会議に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の中から委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

(総 会)

第6条 総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、会長が委員及びオブザーバーを招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、委員の過半数の出席を得て開議し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 5 緊急にして総会を招集するいとまが無い場合は、正副会長会を開きその決議をもって総会の決議にかえる事ができるものとする。ただし、その場合は、その決議事項を後日開かれる総会で報告するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、第2条の事業推進のため、会長が委員を招集し開くことができる。

- 2 委員会の開催は、年4回程度とする。

(顧 問)

第8条 市民会議に、顧問を置くことができる。

(幹事)

第9条 市民会議の事業を円滑に行うため幹事を置く。

- 2 幹事長は、副市長をもってあてる。
- 3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもってあてる。

(庶 務)

第10条 市民会議の庶務は、佐賀市建設部において処理する。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和55年10月22日から施行する。

改 正

この改正会則は、平成14年 2月21日から施行する。

この改正会則は、平成20年 2月20日から施行する。

この改正会則は、平成22年 6月 1日から施行する。

佐賀市水対策市民会議 新体制

役職名	氏 名	組 織	職 名
会 長			
副会長			
顧 問	秀島 敏行		佐賀市長
委 員	宮崎 和彦	農業者団体	JAさが佐賀市支部生産組合協議会 会長
	江頭 一寛	教育機関	佐賀市小中学校長会 代表
	関 洋太郎	地域活動団体	佐賀青年会議所 理事長
	原口 義春	水関係機関	佐賀土地改良区総務担当理事
	木下 大学	地域活動団体	森と海を結ぶ会 事務局長代行
	川上 義幸	水関係有識者	有明海再生機構 顧問
	杉山 利則	林業関係機関	富士大和森林組合 代表理事組合長
	田上 卓治	漁業関係団体	佐賀県有明海漁業協同組合 専務理事
	園田 博正	環境保健推進協議会	環境保健推進協議会 副会長
	長尾 須美子	地域代表 (旧佐賀市)	元西城内自治会長(赤松校区)
	江口 和文	地域代表 (旧佐賀市)	蓮池校区自治会長会会長
	鈴木 茂和	地域代表 (旧佐賀市)	嘉瀬校区まちづくり協議会会長
	森 清隆	地域代表 (旧佐賀市)	本庄校区自治会長会会長
	原武 継成	地域代表 (旧佐賀市)	若楠校区自治会長会会長
	野中 徳次	地域代表 (諸富支所管内)	諸富校区自治会長会会長
	志田 昭	地域代表 (大和支所管内)	元佐賀市建設部副理事
	坂口 勝廣	地域代表 (富士支所管内)	(財)スマイルアース
	井上 文昭	地域代表 (三瀬支所管内)	三瀬校区自治会長会会長
	坂田 元秀	地域代表 (川副支所管内)	西川副校区自治会長会会長
	園田 博正	地域代表 (東与賀支所管内)	東与賀校区自治会長会会長
	久野 英徳	地域代表 (久保田支所管内)	久保田校区自治会長会会長
	澤野 善文	報道機関	佐賀新聞社編集局長
蔵本 泰慶	報道機関	西日本新聞社佐賀総局長	
竹村 昌彦	報道機関	NHK佐賀放送局放送部長	

佐賀市水対策市民会議 新体制

役職名	氏 名	組 織	職 名
オブザーバー	荒川 清登	隣接自治体	小城市代表（小城市環境課長）
	岸川 俊介	〃	神崎市代表（神崎市産業建設部長）
	岡下 淳	国関係機関	国土交通省 武雄河川事務所長
	田崎 茂樹	県関係機関	佐 賀 県 佐賀土木事務所長
	日浦 敬祐	〃	佐 賀 県 佐賀中部農林事務所長
	松尾 国宏	県関係部署	佐 賀 県 環境課長
	横尾 秀憲	〃	佐 賀 県 河川砂防課長
幹 事	馬場 範雪	市代表	佐 賀 市 副市長
	畑瀬 信芳	市関係部署	佐 賀 市 総務部長
	石井 忠文	〃	佐 賀 市 農林水産部長
	喜多 浩人	〃	佐 賀 市 環境部長
	藤田 基明	〃	佐 賀 市 こども教育部長
	志満 篤典	〃	佐 賀 市 建設部長
	岩永 光弘	〃	佐 賀 市 北部建設事務所長
	久保 雅史	〃	佐 賀 市 南部建設事務所長
	糸山 信一	〃	佐 賀 市 水産振興課長